計画における項目	実施内容	計画書	担当部署	担当課	再掲	令和6年度実施計画
基本施策1 地域におけるネット	・ワークの強化	·				
1-1. 寒川町自殺対策計画推進協議 会の開催	計画の策定及び推進、自殺対策のための情報交換及び連携強化のため、協議会を開催します。	P.18	町民部	町民窓口課		自殺対策における連携、ネットワーク強化のために、関係機 関や団体の代表者、学識経験者、公募の町民で構成された推 進協議会を継続して実施する。
1 - 2. 寒川町自殺対策庁内連絡会の 開催	計画の策定、計画の各取組を推進するため、町内連絡会を開催します。	P.18	町民部	町民窓口課		自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携を図るため継続して実施する。
基本施策2 自殺対策を支える人	材の育成		_			
2-1. ゲートキーパー養成研修	自殺対策を支える人材の養成研修を実施します。	P.18	町民部	町民窓口課		自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができる人を 育成することは大変重要であるため継続して実施する。
基本施策3 住民への啓発と周知						
3-1. 自殺予防週間街頭啓発	自殺予防週間に合わせ、相談窓口の情報を掲載し たリーフレット等の配布を行います。	P.19	町民部健康福祉部	町民窓口課 福祉課 健康づくり課		実施を継続する。 自殺予防週間に分庁舎壁面に懸垂幕を掲示、公用車にマグ ネットシートを設置し自殺に対する理解を深めるような啓発 活動を実施する。また、相談窓口案内チラシを作成し、自殺 対策強化月間に町内高等学校、中学校、公共施設へ配布し、 相談窓口等の周知を図る。
3 - 2. 図書館における特設展示	夏休み明けにこころのバランスを崩す子どもが多いことから、8月下旬から9月上旬にかけ、生きるをテーマにした図書の展示及び貸出、リーフレット等の配布を実施します。	P.19	町民部	町民窓口課		実施を継続する。総合図書館において、自殺に対する理解を 深めるような展示を実施し、自殺防止を図る。
3-3. 健康普及事業	町民が自発的に健康づくりに取り組める機会や場 を提供します。	P.19	健康福祉部	健康づくり課		「健康づくり体操の日」や「ライフステージ別料理教室」等 の講座を実施する。

i	計画における項目			計画書	担当部署	担当課	再掲	令和6年度実施計画
基本施策	4 生きることの促進要	因への支援	①生きがいづくり活動の支援		_	③遺された人	への支援	
4 - ① - 1.		町民が自発的にを提供します。	こ健康づくりに取り組める機会や場	P.20	健康福祉部	健康づくり課	0	「健康づくり体操の日」や「ライフステージ別料理教室」等 の講座を実施する。
4 - ① - 2.			舌用した情報提供体制を整備し、各 ント等を開催し、町民の生涯学習機 かります。	P.20	町民部ほか	学び推進課 講座担当課等		各課等で実施する講座等を町民大学として取りまとめ、情報 提供を行うとともに、各種講座やイベント等を開催する。
4 - ① - 3.		を対象とした権	の学びの拠点として、あらゆる世代 ^{集々な分野の講座等の開催、サーク 成果発表の場等を提供します。}	P.20	教育委員会	教育政策課		実施を継続する。
4 - ① - 4. 支援事業	高齢者生きがいづくり等	いと健康づく	の会員相互の親睦や地域での生きが りの推進のため、シニアクラブ連合 アクラブの活動の活性化を支援しま	P.20	健康福祉部	高齢介護課		会員の減少がみられるが、シニアクラブ連合会が主体的に取り組んでいる新規会員加入促進の取組が継続できるよう支援する。
4 - ① - 5. 援事業	シルバー人材センター支		-人材センターの機能充実・支援を 者の社会参加の場の確保と生きがい 推進を図ります。	P.21	健康福祉部	高齢介護課		会員の減少がみられるが、シルバー人材センターによる定期 的なチラシ等による周知を続け会員増加に努めるとともに円 滑な活動が実施できるよう支援する。
4 - ① - 6.		身機能の改善な	の質の向上を図るため、高齢者の心 や閉じこもり・うつ予防の支援、社 ための各種介護予防事業を実施しま	P.21	健康福祉部	高齢介護課		在宅版の元気はっけん広場を継続するとともに、集合版の元気はっけん教室をコロナ前の体制(毎回100名程度)に戻し、高齢者の心身の改善や社会参加をさらに促す。また、講師派遣事業、高齢者健康トレーニング教室を開催する。

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	令和6年度実施計画
4 - ① - 7. 就業・就労支援事業	一般就労に向けて作業所等に通所する障がい者に対して交通費を助成します。また、障がい者の就労の場の確保と職場定着を支援する障害者地域就労援助センター事業助成を2市1町(藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町)で行います。	P.21	健康福祉部	福祉課		実施を継続する。
4 - ① - 8. 青少年育成事業	青少年の健全育成に向け、幅広い年齢層が多数参加できる事業を開催し、異年齢交流を図ります。 さらに地域活動や研修等により指導員やリーダー の育成を図るとともに、青少年活動を支援します。	P.21	学び育成部	学び推進課		〇次の事業を実施する。 子どもまつり、小学生体験学習(小学生農作業収穫体験、 キャンプ)、愛護パトロール、子ども議会、ふれあい塾、青 少年問題協議会、成人式、放課後児童クラブ 〇次の団体活動を支援する。 青少年指導員連絡協議会、ジュニア・リーダーズクラブ、子 ども会
4-②-1. 消費生活相談·各種町民相談	多重債務や離婚、労働問題、家庭内のもめごと 等、様々な相談に対し、一人で悩むことのないよ う各種相談を実施します。	P.22	町民部 環境経済部	町民窓口課産業振興課		実施を継続する。消費生活相談員による消費生活相談をはじめ、弁護士による法律相談、司法書士相談、行政書士相談、 人権擁護委員会による人権相談や行政相談委員による行政相談を実施する。 引き続き各種相談窓口にチラシの配架等を行い、情報を必要としている人に周知できるようにする。
4-②-2. 教育相談	子どもの発信するSOSを受け止め、教育上の悩み や心配事、いじめに関することなどについて、児 童・生徒本人及びその保護者と対面や電話で相談 を受け付けます。	P.22	教育委員会	学校教育課		巡回相談員、心理士、訪問相談指導員、相談指導教室専任教 員、指導主事が相談に対応する。
4 - ② - 3. 子育て支援相談事業	子育て支援課に配置している子育て支援相談員と 子育て支援センターの子育てアドバイザーによ り、育児についての悩みや心配事などの相談を、 対面や電話等で受け付けるとともに、関係機関と の連携や情報提供を行います。	P.22	学び育成部	子育て支援課		対象の希死念慮の有無などを確認しながら事業を実施する。 希死念慮等が確認された場合は、気持ちに寄り添いながら必要な支援(専門相談や受診勧奨等)を行う。 また、相談の受付だけではなく、気になる方へのアプローチを行い、随時関係機関との連携を図る。
4 - ② - 4. 子どもの発達相談	心身の発達に課題がある、または障がいがあると 思われる子どもについて相談を受け、必要に応じ て評価や経過観察などを実施し、よりよい成長を 支援します。	P.22	学び育成部	子育て支援課		対象の希死念慮の有無などを確認しながら事業を実施する。 希死念慮等が確認された場合は、気持ちに寄り添いながら必 要な支援(専門相談や受診勧奨等)を行う。

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	令和6年度実施計画
4 - ② - 5. 地域包括支援センターの 運営	高齢者の日常生活に関する相談を受け、必要な保健福祉サービスの利用調整などの支援をするとともに、地域の関係機関と連携し、安心して暮らせるよう、支援体制の構築を行います。	P.22	健康福祉部	高齢介護課		前年同様継続する。
4-②-6. 民生委員・児童委員活動	民生委員児童委員による地域の相談・支援等を実施します。	P.23	健康福祉部	福祉課		実施を継続する。
4 - ② - 7. 障がい者相談支援事業	障がいのある人とその家族等に対し、障害福祉に 関する相談に対応し、必要に応じた情報の提供お よび助言、その他障がい福祉サービスの利用支援 等を実施します。	P.23	健康福祉部	福祉課		実施を継続する。
4 - ② - 8. 障害者虐待防止センター の運営	障がい者虐待の早期発見、迅速な対応、適切な支援等を実施する事を目的に、障害者虐待防止センターを運営します。	P.23	健康福祉部	福祉課		実施を継続する。
4 - ② - 9. 障がい児の福祉サービス 利用の相談	児童発達支援、放課後等デイサービス等の利用に ついて相談に応じます。	P.23	健康福祉部	福祉課		実施を継続する。
	県精神保健福祉センターが行う電話相談や、面談 相談、大切な人を自死で亡くした方の集いなどの 情報を提供します。	P.23	町民部	町民窓口課		実施を継続する。自死遺族用リーフレットを窓口に配架する。
基本施策5 生きづらさを抱えた	:子ども・若者及び保護者への支援					
5-1. 教育相談	子どもの発信するSOSを受け止め、教育上の悩み や心配事、いじめに関することなどについて、児 童・生徒本人及びその保護者と対面や電話で相談 を受け付けます。	P.24	教育委員会	学校教育課	0	巡回相談員、心理士、訪問相談指導員、相談指導教室専任教 員、指導主事が相談に対応する。
5-2. 子育て世代包括支援センター事業	助産師・保健師が、妊娠・出産・子育ての各時期 に必要な支援を行うとともに、産後不安の強い方 には産後ケアの利用による不安の軽減につなげま す。	P.24	学び育成部	子育て支援課		対象の希死念慮の有無などを確認しながら事業を実施する。 希死念慮等が確認された場合は、気持ちに寄り添いながら必 要な支援(専門相談や受診勧奨等)を行う。

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	令和6年度実施計画
5-3. 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までに、助産師・保健師が乳児のいる 家庭を訪問し、不安や悩みを聞くとともに必要な 情報提供を行います。	P.24	学び育成部	子育て支援課		対象の希死念慮の有無などを確認しながら事業を実施する。 希死念慮等が確認された場合は、気持ちに寄り添いながら必 要な支援(専門相談や受診勧奨等)を行う。
5-4. 子育て支援相談事業	子育て支援課に配置している子育て支援相談員と 子育て支援センターの子育てアドバイザーによ り、育児についての悩みや心配事などの相談を、 対面や電話等で受け付けるとともに、関係機関と の連携や情報提供を行います。	P.24	学び育成部	子育て支援課		対象の希死念慮の有無などを確認しながら事業を実施する。 希死念慮等が確認された場合は、気持ちに寄り添いながら必 要な支援(専門相談や受診勧奨等)を行う。 また、相談の受付だけではなく、気になる方へのアプローチ を行い、随時関係機関との連携を図る。
5-5. 児童虐待防止のネットワーク 事業	児童虐待に関する相談や通告を受け、児童の安全 確認、関係機関等への調査及び保護者への指導や 継続的支援を行うとともに、要保護児童対策地域 協議会を開催し、関係機関との連携により虐待防 止に取り組みます。	P.25	学び育成部	子育て支援課		対象の希死念慮の有無などを確認しながら事業を実施する。 希死念慮等が確認された場合は、気持ちに寄り添いながら必 要な支援(専門相談や受診勧奨等)を行う。
5-6. 子どもの発達相談	心身の発達に課題がある、または障がいがあると 思われる子どもについて相談を受け、必要に応じ て評価や経過観察などを実施し、よりよい成長を 支援します。	P.25	学び育成部	子育て支援課	0	対象の希死念慮の有無などを確認しながら事業を実施する。 希死念慮等が確認された場合は、気持ちに寄り添いながら必 要な支援(専門相談や受診勧奨等)を行う。
5 - 7. 障がい児の福祉サービス利用 の相談	児童発達支援、放課後等デイサービス等の利用に ついて相談に応じます。	P.25	健康福祉部	福祉課	0	実施を継続する。